こども・若者参画及び意見反映 専門委員会にあたって

安部芳絵(工学院大学)

討議にあたって

こども・若者参画及び意見反映専門委員会の討議にあたって、キーワードとなることがらを確認する。

キーワード

国連子どもの権利条約、こども基本法意見表明/参画、子ども/若者

国連子どもの権利条約

1989年 国連総会にて、全会一致で採択(*平成元年)

1994年 日本政府批准

現在、196の締約国数をほこる

→子どもに関するあらゆることを考えるときの「ものさし」

国連子どもの権利条約:

子どもに一番よいことをしようという国同士の約束事

子どもに一番よいことは誰が決めるの?

※子どもに一番よいこと(第3条 子どもの最善の利益)を

誰が決めるのか?

条約採択前:おとなが決めていた

条約採択後:子どもの声を聴いて、子どもと共に決める

(第12条 子どもの意見の尊重)

→こども基本法

一般原則

こども基本法にも



第2条 差別の禁止

第3条 子どもの最善の利益

同時に成立

第6条 生命への権利、生存発達の確保 第12条 子どもの意見表明権

https://seikyouiku-illust.com/about/

こども基本法と子どもの意見①

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。(略)

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

こども基本法と子どもの意見②

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

すべての基礎自治体で、 こども施策の策定・実施・評価に こどもの意見を反映させなければならない

意見表明/参画、子ども/若者

- ・日常の中で「何をいっても受け止めてもらえる」安心感
- →気持ちが言葉になる「これやってみたい」「わたしもできるかな?」 仲間をみつけて動き出せる
- ・参加/参画の一歩手前を大切に
- →見ているだけの子どもがやがて中心になっていくこともある
- ・日常だけでなく、より声を聴かれにくい災害など緊急時のことも
- ·子ども/若者のニーズのちがい

子ども・若者とともに考える

迷ったら、子どもの権利条約・こども基本法に立ち返る